

ICT 活用工事積算要領（法面工）

1 適用範囲

本資料は、三次元設計データを活用した法面工（以下「法面工（ICT）」という。）に適用する。

2 適用工種

モルタル吹付

コンクリート吹付

機械播種施工による植生工（植生基材吹付、客土吹付、種子散布）

人力施工による植生工（植生マット、植生シート、植生筋、筋芝、張芝）

現場吹付法砕工

3 三次元起工測量・三次元設計データの作成費用

三次元起工測量・三次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

ただし、法面工（ICT）を、土工（ICT）と同時に実施する場合において、三次元起工測量を必要とする場合は、土工（ICT）で、必要額を適正に積み上げるものとする。

4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用

三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、法面工（ICT）と同時に実施する土工（ICT）において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数 : 1.2

・現場管理費率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

なお、法面工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）～4）とし、それ以外の、ICT 活用工事実施要領（法面工）に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。

1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理（現場吹付法砕工は除く）

3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

4) 上記1）～3）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理